第十五条の四第五項において準用する第十二条の三第四項第三号	及び	又は旧氏及び名並びに
第十五条の四第三項	から第三号まで	に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、第三号

附則第一項中「平成三十一年十一月五日」を「令和元年十一月五日」に改め、同項を附則第一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（経過措置）

第二条　市町村長（特別区の区長を含む。）がその除票（住民基本台帳法第十五条の二第一項に規定する除票をいう。以下この項において同じ。）に係る住民票を消除し、又は改製した日から起算して五年を経過している除票については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第四条第二項に規定する政令で定める日までの間は、第一条の規定による改正後の住民基本台帳法施行令第三十条の十四第七項の規定は、適用しない。

2　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する前項の規定の適用については、区長及び総合区長を市長とみなす。

附則第二項を附則第三条とする。

附則に次の一条を加える。

（住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第四条　住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「第一条の規定による改正後の」を削り、「（次項において「新令」という。）第三十条の二十六第八項」を「第三十条の十六第八項」に改め、同条第二項中「新令」を「第一条の規定による改正後の住民基本台帳法施行令」に改める。

府令・省令

○内閣府令・総務省令第四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第二十五号）の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第二十一条、第二十二条第三号及び第二十四条第三号の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定個人情報を提供することができる地方税法の規定） **第十九条**　令第二十一条の主務省令で定める地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定は、同法第八条第一項若しくは第二項（同法第八条の二第三項（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）、第八条の二第一項若しくは第二項、	（特定個人情報を提供することができる地方税法の規定） **第十九条**　令第二十二条の主務省令で定める地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定は、同法第八条第一項若しくは第二項（同法第八条の二第三項（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）、第八条の二第一項若しくは第二項、

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条第一項及び附則第三条第一項において「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　市町村長（特別区の区長を含む。次項において同じ。）がその除票（改正法第二条の規定による改正後の住民基本台帳法第十五条の二第一項に規定する除票をいう。以下この項において同じ。）に係る住民票を消除し、又は改製した日から起算して五年を経過している除票については、改正法附則第四条第二項に規定する政令で定める日までの間は、第一条の規定による改正後の住民基本台帳法施行令（次項において「新令」という。）第三十条の二十六第八項の規定は、適用しない。

2　新令第三十四条第一項の規定は、この政令の施行の日前に市町村長が消除した住民票若しくは住民票を改製した場合における改製前の住民票又は消除した戸籍の附票若しくは戸籍の附票を改製した場合における改製前の戸籍の附票であって、この政令の施行の際現に市町村長が保存しているものについても適用する。

第三条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項において「指定都市」という。）に対する改正法附則第四条第一項、第二項、第五項及び第六項の規定の適用については、区長及び総合区長を市長とみなす。

2　指定都市に対する前条の規定の適用については、区長及び総合区長を市長とみなす。

総務大臣　石田　真敏
内閣総理大臣　安倍　晋三